

2019.4.1

受験生の皆様へ

学校法人宇都宮学園理事長 上野 憲示
宇都宮文星短期大学学長 中山 御由

東日本大震災で被災された受験生に対する特別支援措置について

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」及び東京電力福島第一原子力発電所事故に被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

特に、本学との関係が深い各県が被災地となりましたことに心痛の思いであります。一日も早い復興を願いつつ、2020年度入試受験生に対して下記のように支援措置を講じます。

記

1. 対象

東日本大震災発生時、「災害救助法」適用地域（第11報まで）に主たる経済負担者と在住し、2020年度本学に入学する学生

2. 内容

条 件	内 容
A 主たる経済的負担者の行方不明(死亡を含む)	2年間納付金全額免除
B 生活の場である家屋の全壊	1年間納付金全学免除
C 避難区域指定による避難生活	入学金を含む前期納付金免除
D 生活の場である家屋の半壊	前期授業料免除

*Cは次の場合を含む。

・福島第一原子力発電所で発生した事故による警戒区域（強制避難区域）に、事故発生時に、本人または主たる経済的負担者が居住し、現在も避難している方。

*本措置の適用は、審査により決定しますので、被災の程度によって適用を受けられないことがあります。

3. 必要書類

- ① 宇都宮文星短期大学 被災者特別措置申請書【2020年度入学生用】
- ② 被災（罹災）証明書の写し（コピー可）
ただし、2. Cの対象者は、避難指定区域居住者であることが証明できるもの（コピー可）
- ③ 被災（罹災）証明書に本人または主たる経済的負担者の氏名がない場合には、同居を証明するもの
- ④ 主たる経済的負担者の死亡の方は、除籍後の戸籍謄本（戸籍全部記載事項証明書）

4. その他

具体的な申請手続きについては、後日あらためてご案内いたします。

※お問い合わせ 特別措置に関してご質問がありましたら下記までお願いします。
宇都宮文星短期大学 キャリア・学生支援センターまで
〒320-0058 栃木県宇都宮市上戸祭4-8-15
TEL.028-625-3737(代)